

通 知 書

令和 4 年 8 月 1 7 日

東京都千代田区大手町 2 - 6 - 1

朝日生命大手町ビル 2 1 階

弁護士法人モノリス法律事務所

弁護士 高橋 康 允 先生

東京都江東区亀戸 2 - 4 2 - 6 - 3 0 4

通知人 週刊報道サイト株式会社

代表取締役 佐 藤 昇

東京都千代田区九段南 4 - 8 - 3 0

アルス市ヶ谷ビル 4 0 3

北斗総合法律事務所

代理人 弁護士 中 島 真



前 略

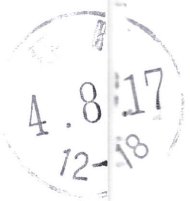
当職は、上記通知人の依頼により、以下の
とおり通知します。

- 1 貴職は、令和 4 年 6 月 2 8 日頃、通知人
に対し、貴職が都合により投稿記事削除仮
処分命令申立事件（令和 4 年（ヨ）第 6 2
1 号）の権利侵害につき申立の全部を令和
4 年 6 月 2 1 日付で取り下げたにもかかわ
らず、なんとか投稿記事を削除して欲しい
と架電して懇願してきました。

そこで、通知人は、同日、公共の利害に関する事実であり、専ら公益目的で、真実相当性を満たす当該記事を示談により削除するのであれば、慰謝の措置として金600万円の支払を頂くことを条件に顧問弁護士と協議のうえ前向きに検討させて頂く旨申し述べました。

2 貴職は、依頼人の文智勇様と相談のうえ連絡する旨申し述べていましたが、通知人に対し、本日まで何の連絡もありません。

3 通知人は、令和4年8月2日、貴職の依頼人文智勇様の株式会社レイズに対し、上記事件において、貴職が「もたれ合っていた」とか、「ズブズブの関係であった」等との表現が名誉毀損の権利侵害であるとの主張が全くの虚偽であったことを証する東京地方裁判所民事第8部係属社員権確認等請求事件（令和元年（ワ）第30946号）及び不当利得返還請求反訴事件（令和3年（ワ）第13213号）における令和4年3月25日付求釈明申立書（甲135の1の入手経緯について）及び令和4年4月12日付文智勇第10準備書面において明らかとなっているSBIソーシャルレンディング株式会社と文智勇様との間での不正競争防止法違反（営業秘密の領得）の容疑が



強く推認される事実等を示して，取材申込をしましたが，回答期限の令和4年8月8日までに何の回答もありません。

なお，同日，SBIソーシャルレンディング株式会社を令和4年5月9日付で合併した株式会社バンカーズ（代表取締役：澁谷剛）に対しても同趣旨の取材申込をしましたが，何の回答もありませんことを申し添えます。

- 4 そこで，通知人は，貴職に対し，依頼者文智勇様がどのような回答をなされているのかについて，本書送達後7日以内にご回答下さるよう通知します。

なお，令和4年6月28日頃，通知人が貴職との話合いにおいて提示した慰謝の措置としての示談金600万円の支払先口座は下記のとおりであります。

記

三菱UFJ銀行 市ヶ谷支店
普通預金 第0188561番
預り金 弁護士 中島真介

この郵便物は令和 4 年 8 月 17 日
第 26691 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

